

【振動の特定施設】

- ・「法律」＝振動規制法に定める特定施設（振動規制法施行令別表第一）
- ・「条例」＝宮城県公害防止条例に定める特定施設（公害防止条例施行規則別表第一第五号）

番号	法律	条例	施設の種類		規模又は能力	
1	○	○	金属加工機械	イ 液圧プレス (矯正プレスを除く)	原動機の定格出力が 1kw 以上	
				ロ 機械プレス		
				ハ セン断機		
				ニ 鍛造機		
				ホ 機械プレス		呼び加圧能力が 294 キロニュートン以上
				ヘ ワイヤフォーミング マシン		原動機の定格出力が 37.5kw 以上
2	○	○	圧縮機（振動規制法施行令別表第一第二号の規定に基づき、一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く。）		原動機の定格出力が 7.5kW 以上	
3	○	○	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機		原動機の定格出力が 7.5kW 以上	
4	○	○	織機（原動機を用いるものに限る）			
5	○	○	コンクリートブロックマシン		原動機の定格出力の合計が 2.95kw 以上	
			コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械		原動機の定格出力の合計が 10kw 以上	
6	○	○	木材加工機械	イ ドラムバーカー	原動機の定格出力が 2.2kW 以上	
				ロ チッパー		
7	○	○	印刷機械		原動機の定格出力が 2.2kW 以上	
8	○	○	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機 (カレンダーロール機を除く)		原動機の定格出力が 30kw 以上	
9	○	○	合成樹脂用射出成形機			
10	○	○	鑄造成形機（ジョルト式のものに限る）			
11		○	金属加工の用に供する施設	(1) 圧延機械	原動機の定格出力の合計が 22.5kw 以上	
				(2) 製管機械		
				(3) ベンディングマシン (ロール式のものに限る)		原動機の定格出力が 3.75kw 以上
12		○	ディーゼルエンジン（専ら災害その他非常の事態が発生した場合に使用するものを除く）		定格出力が 10kw 以上	
13		○	冷凍機		原動機の定格出力が 7.5kw 以上	